

# 東京府の地誌編纂事業と収集史料

東京都公文書館 史料編さん担当  
安部 玄将

## はじめに

明治初年、政府は地誌編纂を構想し着手していく<sup>1</sup>。それに伴い、各府県においても地誌編纂が開始され、東京府では明治5年（1872）に編纂事業を始め、明治18年（1885）に終了する。

東京府の地誌編纂事業については、『都史紀要27 東京都の修史事業』<sup>2</sup>に言及されているが、記述の重点が東京市による『東京市史稿』編纂事業に置かれ、東京府の編纂事業については概要を述べるにとどまっている。また、『都史紀要41 明治期東京府の文書管理』<sup>3</sup>では地誌編纂にあたった組織の変遷が整理されているが、具体的な事業の経過については詳らかではない。

そこで本稿は、明治5年から同18年にかけて行われた東京府の地誌編纂事業の展開過程を明らかにする。なかでも陸軍省の「地理図誌」編纂事業を契機に着手した「東京府志料」<sup>4</sup>と、太政官正院の「皇国地誌」編纂に伴って開始された「東京府誌」<sup>5</sup>・「東京府村誌」<sup>6</sup>編纂事業に注目する。

加えて、編纂事業で収集された史料についても若干の考察を行う。地誌編纂にあたって収集された史料は、のちに東京市の『東京市史稿』編纂事業に役立てられ、現在は「江戸明治期史料」の一部として当館に所蔵されている。しかし、全ての収集史料が当館に引き継がれているわけではなく、他機関へ移管されたものもある。本稿では東京府の地誌編纂事業終了後の収集史料の移管経緯について検討する。

## 1 地誌編纂事業の開始—「東京府志料」の編纂—

### 1-1 明治5年の地誌編纂体制

東京府において地誌編纂に従事した最初の組織は、明治5年（1872）4月13日に書記掛に設けられた「編輯掛」<sup>7</sup>である。当初の職務は東京府の諸規則や布令等の編集を中心に行っていたが<sup>8</sup>、のちに地誌編纂を担当するようになる。そのきっかけは、陸軍省による「地理図誌」編纂事業の開始であった<sup>9</sup>。陸軍省が同年4月24日に全国の府県に出した布達には「全国地理図誌」編纂のため「各管下」の「国郡村郷明細地図、並ニ城市村落山河海岸ノ形状、其外風土記等、並ニ別紙ノ廉々ニ関係スル分」を「詳悉記載シ早々可差出候」というものであった<sup>10</sup>。

これを受けて地誌編纂業務にあたる人員も補充されることになる。茨城県士族青山延寿<sup>11</sup>の日記の明治5年7月10日条に「九等出仕地誌編集御用中編集相勤候様拝命」<sup>12</sup>とあることから、7月ごろには青山をはじめとする人員の確保が行われていたと思われる。

同年8月には編輯掛の職務内容が以下のように改められた。

当掛之儀ハ府治一切施行相済候大小之事端、後来照拠引例等ニ可相成分抜萃記録致シ、浄書之上類集部分シ、且管下地理志編成ニ付、管内一般測量并官途必携附録府治輯要・同便覧、改正活版ヲ以布令書仕立方等之事務夫々分課ヲ以取扱罷在候

分課

	官員五人
測量并絵図	等外六人 御雇四人
地誌編集	官員五人
布達類活字板掛	官員壹人 等外貳人
府治編集	官員四人 等外貳人

右之通御座候也

申八月

編輯掛<sup>13</sup>

これにより、編輯掛の職務内容に「地理志編成」業務が加えられた。「分課」の規定によると、編輯掛には四つの課が設けられ、「測量并絵図」に官員5人・等外6人・御雇4人、「地誌編集」に官員5人、「布達類活字板掛」に官員1人・等外2人、「府治編集」に官員4人・等外2人の計29人で構成される予定であった。

しかし、明治5年11月2日付の文書によると、各課の名称が「編修掛測量方」・「地誌掛」・「記録掛」・「書写掛」となっており、「地誌掛」には「藤野（正啓）八等出仕」・「青山（延寿）八等出仕」・「高井（士順）十一等出仕」・「猪野（中行）十二等出仕」の4人の官員が記され、当初の予定より少ない人員で構成されている。編輯掛では「地誌并測量掛ハ定員トハ難申、他日御減省ニ可相成候得共、目今之処一応落成迄ハ右人員必要ニ有之候事」<sup>14</sup>と、地誌掛と測量掛が人員不足であること、他日人員削減を行うとしても、編纂事業を完遂するためには現在の人員は必要であるという見解を記し、この体制を十分ではないと考えていることが分かる。

このように、陸軍省の「地理図誌」編纂事業に端を発した東京府の地誌編纂事業は、人員確保の難航といった問題を抱えながら開始されたのである。

## 1-2 「東京府志料」編纂事業の経過

地誌編纂事業を開始した当初の東京府はどのような方針で業務にあたったのだろうか。青山延寿の日記によると、明治5年（1872）8月18日に「地誌編集之義」について「知事公」（大久保一翁）へ伺ったところ、「地誌料集録出来候ハ、陸軍省へ相廻し此方ニて編集ニ不及候事」に決まったという<sup>15</sup>。「編集ニ不及」の意味するところは不分明であるが、当初の東京府の計画では陸軍省の求める事項を書き上げることにとどめ、迅速な提出を目指してい

たのではないだろうか。

これより以前、同年5月に東京府は府下の各区戸長へ地誌編纂事業に協力するよう、次の布達を出しており、

今般当管轄下地理図誌編成ニ付、実地測量并為取調掛り官員時々巡回、祠官・僧侶・所役人等へ相糺候儀可有之候間、此旨兼テ相心得候様可致候<sup>16</sup>

と「実地測量」と「取調」のため編修掛が巡回し、「祠官・僧侶・所役人等」といった人々へ聞き取りが企図されていたことが窺える。

編輯掛は、5月中に実際に府下の調査を開始しており、神田の戸長である斎藤幸成（月岑）から書籍や「神田辺沿革地誌」などの提供を受けている<sup>17</sup>。記録は残されていないが、その他の地区からも同様に史料の提供があったものと思われる。

つづいて6月には静岡県が所蔵していた「編修地誌備用典籍」を借用している。これらの総数は「帳簿二千百二十五冊」、「絵図面九拾枚」とされ、東京府の地誌編纂事業に活用された<sup>18</sup>。他機関の史料も閲覧しており、青山延寿の日記に「文部省へ書籍拝見ニ出る、『大清一統志』、『八閩通志』拝見」<sup>19</sup>とある。

さらには、地誌編纂に伴う測量事業も並行して着手されていたようである。

今般正院并陸軍省地誌御取調ニ付、当府管下実地測量いたし、精細地図取調差出可申旨被命候処、府内之儀ハ一通り相済、是ヲ郷村江相掛り府内同様測量絵図取調として、人数差出、品川口・新宿口・千住口、三手ニ相分ヶ巡回為致遠隔之処ハ出先ニテ滞留も為致度候間、此段相伺候也

壬申十一月（朱書）「二日」

編輯掛 印<sup>20</sup>

この文書によると、「府内」の調査は11月の時点で完了し、つづけて「品川口・新宿口・千住口」の3方面に分けて調査に取り掛かる予定であるという。5月から作業を開始したことを考えると、半年という短時間で「府内」に関して成果を挙げており、事業がスムーズに進展していることが窺える。11月以降には「郷村」の測量が進められ明治7年6月に全ての測量が完了している<sup>21</sup>。

さて、明治6年2月18日に東京府の職制が改められ、書記掛のなかに本課・編修・活版・式目取扱が置かれる。地誌編纂事業は書記掛編修のもと行われていた<sup>22</sup>。

同年4月3日の青山延寿の日記には「府志風俗の部認之事」<sup>23</sup>とある。「府志風俗」とは「東京府志料」巻之一に収録されている「風俗」部分のことを指すと思われ、この時には執筆が開始されており、編纂事業が順調に進んでいることが窺える。翌7年4月には「地理図誌」の草稿が完成し清書のための紙を請求している<sup>24</sup>。

### 1-3 「東京府志料」編纂終了とその後

のちに編纂事業についての経過をまとめ提出された「記録科編集年報書」には、「東京府志料」について次のような報告がある。

大属藤野正啓・八等属出仕青山延寿、陸軍省地誌ノ例則ニ据リテ纂修ス、明治八年稿成ル、十年中修史館及東京鎮台ノ照会ニ従ヒ各一部繕写シ之ヲ交送ス<sup>25</sup>

これによると、藤野正啓・青山延寿を中心にして、明治8年（1875）には原稿が完成していたようである。明治9年1月10日に学務課編修掛<sup>26</sup>が作成した「現今取扱事務一覧」には

一、当掛現今取扱之事務ハ先年陸軍省ノ布告、続テ正院ヨリノ御達ニ基キ、管下地誌編

修粗落成シ、五十冊百二十之巻ト為シ、三度稿ヲ改テ、今方ニ浄写半ニ至リ、十大区十一大区ハ未タ再稿ノ校正中ニ係ル<sup>27</sup>

とあり、現在の形である「五十冊百二十之巻」へと原稿が整えられ、明治9年1月段階で3回の改稿を経て、半分ほど清書が行われているという。

先述の「記録科編集年報書」<sup>28</sup>にもあるように、明治10年には修正を加えつつ写しを作成し、修史館と東京鎮台に渡している。

この東京府の最初の地誌である「東京府志料」の完成は、東京府における地誌編纂事業の一つの区切りであった。それを表すように、明治9年1月12日の職制改正で、学務課に置かれていた編修掛は庶務課のもとに移り、「東京府志料」編纂に功績があった藤野正啓と青山延寿は、同月14日に免職となった<sup>29</sup>。青山の日記には、「免職被仰付候、外ニ九等・八等以上大抵免職、局長壱人ツ、相残り候事」<sup>30</sup>とあり、これを期に編纂人員の整理が行われたことが分かる。

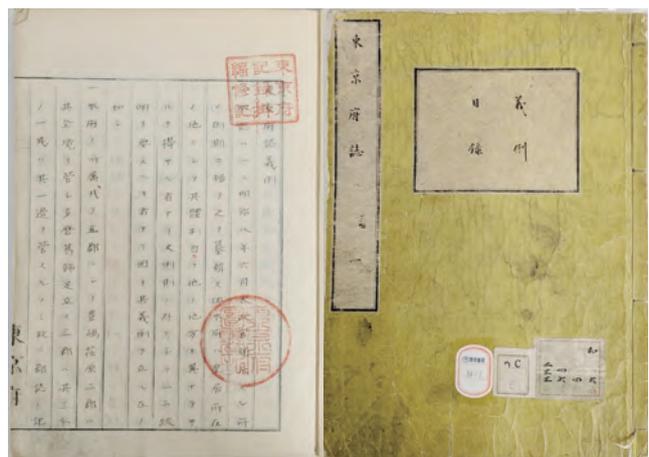
## 2 地誌編纂事業の展開と廃止—「東京府誌」・「東京府村誌」の編纂—

### 2-1 「東京府誌」・「東京府村誌」の編纂開始

東京府の地誌編纂事業は一つの区切りをみせたが、これ以降も継続されることとなる。つづく編纂事業は、明治5年（1872）に布告された「皇国地誌」編纂のための事業であり、これは「東京府誌」・「東京府村誌」として結実する。本章ではこの編纂事業の経過を見ていく。

「皇国地誌」に関連する編纂事業に東京府がいつから着手したのかは不明であるが、明治7年の文書に「正院并陸軍省地誌取調ニ付」<sup>31</sup>云々とあるように、陸軍省の「地理図志」編纂事業と合わせて取り組んでいたようである。しかし、「皇国地誌」の編纂事業はすぐには軌道に乗らなかったらしく、「東京府誌」の「義例」には「本誌ハ一ニ明治八年六月、太政官頒示スル所ノ例則ニ据テ之ヲ参輯ス」<sup>32</sup>とあり、本腰を入れて編纂に着手されたのは、明治8年6月5日の太政官達第97号「皇国地誌編輯例則并着手方法」を受けてからであったようである。

ただ、明治10年まで編纂成果は十分に挙がっているとはいえない状態である<sup>33</sup>。先述の通り、明治9年1月12日の職制改革で「東京府志料」編纂に参画した官員の多くが免職となったことで人員が減った。加えて、つづく同年6月8日に定められた「東京府庁例規分課章程」により、新たに第1課に編修科<sup>34</sup>が置かれるなど、本格的に編纂に着手した時期から人員の減少や組織改編があり、不安定な体制であったことから、編纂業務に支障があったのではないと思われる。



(図1) 『東京府誌 首一 (乾) 義例 目録』  
(請求番号：DC-051)

しかし、明治10年から組織体制が刷新されていく。同年1月15日には、編修科が廃止され庶務課記録科に「編修」という部署が置かれた。同日、記録科長として湯澤正直（のちの

内藤耻叟。同年6月12日に勸業課長に転任）が着任し、同25日には小宮山綏介が着任し編修業務に従事した。小宮山は、のちに地誌編纂事業を主導してゆくが、それにあって、記録科には小宮山によって、かつて水戸藩で大日本史編纂事業に従事していた茨城県士族が集められたことが指摘されている<sup>35</sup>。それに加え、明治11年には、もと伊勢神宮少宮司を務めた浦田長民をはじめ、和田正麿・世古盛篤・太郎館季光といった三重県の伊勢地域出身者が同じ時期に記録科に着任している<sup>36</sup>。彼らは浦田が伊勢神宮に勤務していた時の同僚である。このうち、太郎館季光は明治18年の事業終了まで地誌編纂に従事している。彼らが記録科に採用された経緯を裏付けることは難しいが、人員の充実の背景には小宮山や浦田の人脈が貢献したと言えるだろう。

このように、明治10年以降になって人員の補強により編纂体制が安定したことで記録科は編纂成果を挙げるようになっていく。

## 2-2 明治10年代の編纂事業

記録科では、毎年、業務の報告書を府知事に提出している。ここでは現在確認することができる明治10年（1877）・11年・13年の報告書を中心に編纂終了までの事業の経過を見ていく。

まず明治10年の動静について、当該年の報告である「記録科編集年報書」<sup>37</sup>によると同年1月15日、記録科編修が置かれて以降は「市街村郡ノ三誌」に着手していたという。1月25日には「市街村誌ノ例言並ニ目次ヲ供閱ス」とあり3月9日には「市街・村誌ノ例則ヲ頒チ誌料ヲ徴集」していることから、速やかに編纂方針の策定と史料の収集が行われたことが窺える。

1月31日付で作成された「東京府市街村郡誌例言」<sup>38</sup>は15ヶ条からなるが、編纂方針のひとつに「各市村報上ノ図誌」をもとにして「本府ノ簿記図籍及ヒ本府所修ノ「東京府志料」を参照し、「其証古ニ渉ル者ハ旧幕府所纂ノ新編武蔵国風土記ニ据ル」とあり、東京府下の「各市村」から提出される「図誌」を重視し、府が所蔵する史料で補う方針であったといえる。

ところが、提出状況は芳しくなく、「記録科編集年報書」の「地誌ノ撰輯」の項目には次のような記述がある。

朱引内ハ十年七月、朱引外ハ十月ヲ限りテ、誌料ヲ録上セシム期ニ届リテ適ニ疫癘ノ流伝アリ、加フルニ地租ノ改正未タ竣ラス各区ノ胥役他事ニ鞅掌シテ未タ誌料ニ及フニ違アラス、是ヲ以テ其報上スル者僅ニ三数区ニ過キス、然レトモ随テ報上シ随テ編次シ稿ヲ属スル者已ニ二冊ヲ得タリ、其余モ亦当サニ逐次纂修シ本年ヲ期シテ其功ヲ完竣スヘシ、然リト雖述作ノ難キ古ヲ考ヒテ今ヲ徴シ実ヲ採リテ信ヲ伝フ博ク典籍ヲ究メザルベカラズ精ク材料ヲ採ハサルベカラス而シテ古今ノ伝記佚多クシテ存寡ク郵市ノ呈報一ヲ挂ケテニヲ漏ラス故ヲ以テ其功且タ二期スベカラサルヤ、固ヨリ論ヲ竣タス稍々仮スニ歳月ヲ以テシ徐々其事ニ従フヲ得ハ庶幾ハ鹵奔杜撰ノ譴ヲ免ルヘキナリ<sup>39</sup>

当初、「朱引内」の地域は明治10年7月、「朱引外」の地域は10月を期限に定め、「誌料」を提出させようとしたが、コレラの流行と地租改正に関する事務で各区の役人が忙殺されていたため、「誌料」が上申されたのは「三数区」に過ぎなかったという。それでも「稿ヲ属スル者已ニ二冊ヲ得タリ」とすでに2冊の原稿を作成している。

次に、明治11年中までの業務について記した「記録編輯年報」<sup>40</sup>から編纂の経過を見ていく。明治10年11月、記録科編修に地誌・府史の両纂修委員が置かれ、明治11年7月16日に記

録科編修から記録科編修部へ、12月8日に記録科から記録掛へ名称が変わり、記録掛編修部に置かれた地誌・府史の両纂修委員が事業にあたった。この時、地誌の担当者は荘司秀鷹・横須賀安枝・太郎館季光・鈴木成章の4人であった。次の史料はその太郎館による経過報告である。

## 地誌撰輯

## 地誌纂修委員太郎館季光

明治十年三月、各村市ニ例則ヲ頒布シ、徴集スル所ノ誌料、期ニ届リテ録上スル者数小区ニ過キス、故二十一年一月以降数回之ヲ督促スト雖モ、地租ノ改正纔ニ竣レハ更ニ区画ノ改正アリ、村市之吏胥、該事ニ鞅掌シ誌料ノ調査ニ違アラス、其督促ニヨツテ録上スル者猶僅ニ六十小区ニ過キサルナリ、然トモ隨時編纂シ、已ニ稿ヲ脱スル者、郭東市街誌五冊ヲ得タリ、別ニ皇城誌二冊、旧時未タ嘗テ紀述ヲ経サルヲ以テ併セテ前月ヲ以テ供閱ス、其他ハ客歳已ニ委員ヲ増ス、応ニ拮据勉強シテ陸續属稿シ、序ヲ以供閱スルニ至ルヘシ

地誌纂修委員の太郎館によると、明治10年3月以降、「各村市」に地誌編纂に必要な「誌料」の提出を求め、明治11年1月以降数回の督促を行うも、行政区画の改変の影響もあり、「誌料」を提出したのは60小区に過ぎなかったという。しかし、原稿の執筆は進み、「郭東市街誌五冊」を作成したほかに「皇城誌二冊」を作成し、「供閲」して内容の確認をしているという<sup>41</sup>。

次の史料は鈴木成章による地誌編纂の展望についての報告である。

## 地誌将来意見

## 地誌纂修委員鈴木成章

地誌編修ノ業先ツ誌料ヲ集ルヲ以テ急ト為ス、故ニ嚮ニ管内ニ令シテ其地沿革及ヒ物数凡該事ニ係ル者ヲ報上セシム、而シテ事頗ル稽緩故ヲ以テ銳意事ニ従事能ス、今其報上スル所ヲ閱スルニ干支歲月里程坪数ノ類猶未タ全ラサル者アリ、從テ百回咨詢ノ累アルヲ免レス、之ヲ要スルニ彼記載簿牒ニ採ルト雖モ又之ヲ古老ニ質ス者必多シ、是ニ由テ之ヲ觀レハ専ラ其報上ヲ待ト雖モ、旁ラ其人ヲ得テ之ニ就ヲ以テ咨詢スレハ則チ坐シテ弁ヲ取ルニ足レリ、是ニ於テ本年更ニ一法ヲ設ケ、村市耆老旧里正町役ノ如キ者ノ其事ヲ諳スル者毎区二員ヲ選ヒ、以テ咨諏顧問ノ役ニ供シ事アレハ則チ召シテ庁ニ造リ給スルニ日俸ヲ以シ、或ハ之ヲ率テ其地ニ造リ以テ實際ヲ検ス、是ノ如シハ則事簡ニ功竣、以為ク鳥ヨリ速ナルハナシ、其規程ノ如キハ當ニ別ニ一案ヲ裁シ以テ批准ヲ請ヘキ也<sup>42</sup>

同じく地誌纂修委員の鈴木成章は、地誌の編纂には「誌料」の収集が急務であるが、提出されたものには「干支歲月里程坪数ノ類」に記載漏れがあるため何度も問い合わせることになるという。鈴木がいうにはこれらの「誌料」の記載内容は「古老」に問いただす場合が多く、それならば、提出を待たずにかつて里正や町役を務めた「村市耆老」から適任者を各区で二人選び「咨諏顧問」として、必要があれば呼び出し、または共に現地に赴き実地で調査すれば手間もかからず、速やかに作業が進むと述べる。

こうした報告を踏まえてか、翌12年に聞き取り調査と現地調査が実施されている。明治12年4月、記録掛編修部は府下の各郡区に「旧名主・旧戸長・町村用掛、或ハ地方之耆老等」2名を選任し、聞き取りのための出頭と現地調査への同行をもとめる口達を出した。それをうけて、東多摩郡・南豊島郡・北豊島郡・南足立郡・南葛飾郡・荏原郡・小石川区・本郷区・下谷区・本所区・深川区の郡区から2名ずつ選出され（本郷区は1名）、明治15年3月8日までに赤坂区・浅草区・四谷区からも選出されている<sup>43</sup>。

現地調査については太郎館と鈴木が、明治12年4月23日に「地理ノ景況村落ノ實際熟見

不致候テハ自然不都合之廉不少」として府下6郡の巡回を希望する伺いを提出している<sup>44</sup>。巡回の許可を得た太郎館と鈴木は、4月28日に出発して6郡をめぐり、各地の景況を調査して5月16日にすべての行程を終えた。19日間の巡回で調査した範囲は2町152村、移動距離は116里に及んだ<sup>45</sup>。

つづいて明治13年中の経過について報告する「記録掛第3年報」<sup>46</sup>を見ていく。同年8月、記録掛編修部では組織改正が行われ、記録掛のもとに甲・乙・丙・丁の4部を置き、丙部が地誌編纂を担当した。この時の人員は荘司秀鷹・太郎館季光・鈴木志重・中村譲の4名であった。業務の経過は次の通りである。

#### 地誌

地誌ノ纂修ニ於ル市街誌ハ、則チ旧六大区七十小区、其町タル凡一千一百七十七、村誌ハ即チ五大区三十三小区、其町村タル凡六百零八、十二年中、市街誌中ニ就キ十二冊ノ成稿ヲ得、十三年ハ則チ五十余冊ノ成稿ヲ得タリ、然レトモ各区進報中、往々佚漏スル者アルヲ以テ随テ検シ随テ訂シ、其再查ニ付スルモノ猶未タ録上ニ至ラス、是ヲ以テ鄙官等属稿ニ於テ亦未タ局ヲ結フ能ハサルモノアリ、然レトモ其補訂ヲ要スル条項ハ僅ニ物産民業ノ二件ニ止リ、其余ハ皆瑣々タル細事ニ係リ為ニ属稿ヲ妨クルニ至ラス、然ラハ則チ今市街ノ誌料ニ於テハ全体ヲ修完スト謂フモ不可ナキカ如シ若シ夫レ村誌ノ如キハ各村委員ノ録上、全ク未タ備ラサルヲ以テ客冬已ニ督促ヲ加ヘ其意、今春ヲ以テ方ニ村誌ノ纂修ニ推及シ、本年ヲ期シテ全部ヲ成稿シ、以テ鄙官等、負担ノ責ヲ塞カント欲スルニ在リ

これによると明治13年には「市街誌」50冊余りの原稿を仕上げたという。提出された報告には修正や再調査を要する箇所があり執筆が終わっていない部分があるが、それは「物産・民業ノ二件」のみであるという。また、「市街」の「誌料」はおおよそ収集と訂正を終えた一方で、「村誌」については編修委員による「録上」が進んでおらず、本年（明治14年）中の完成を目指しているという。

その後の経過については、明治15年8月の文書<sup>47</sup>に「府内十五区ノ分七十巻」を作成して、6郡の分も「三分ノ一」は着手している状態にあると記されている。

地誌編纂事業が進むなか、記録掛の業務内容に変化があった。明治14年12月19日、記録掛は業務の効率化を名目に文書の受付や布告達類の送達といった業務を庶務課本課に移管したい旨を伺い出た。また明治17年1月、庶務課に統計掛が新設され、記録掛が行っていた統計関連の業務が移管された。これにより、記録掛の業務が編纂事業に集中することになったが、この背景には政府の国史・地誌編纂事業が明治18年に終了することが決定されたことがあるとされる<sup>48</sup>。

「東京府誌」・「東京府村誌」の編纂事業は明治18年中にも続けられている<sup>49</sup>。明確な完成時期は不明だが、明治18年8月6日付で御用掛太郎館季光へ東京府大書記官銀林綱男から辞表を差し出すよう内諭があり<sup>50</sup>、地誌編纂に従事していた太郎館と荘司秀鷹は同月8日付で依願免職<sup>51</sup>となったことから、明治18年8月までには完成していたのだろう。

### 3 収集史料のその後

東京府の地誌担当部局は、明治5年（1872）に地誌編纂が開始された当初から史料の収集を始動させ、明治11年からは史料の借用、購入のほかにも新聞広告を掲出するなど積極的

な史料収集を行った<sup>52</sup>。その時の収集史料が、現在当館が所蔵する「江戸・明治期史料」の基礎を成している。しかし、収集された史料の中には、他機関に移管されたものもある。本章では収集史料が他機関へ移管された経緯を検討する。

まず収集史料の管理体制について述べる。明治10年2月11日、図書整理と散逸防止のため2種類の蔵書印、「東京府図書記」印・「東京府記録科編脩記」印が定められた。「東京府図書記」印は、旧幕府町奉行所から引き継ぎ東京府が整理した「旧幕府引継書類」や記録科が所蔵している書籍への使用を、「東京府記録科編脩記」印は記録科で編脩したものや収集した「郡村ノ申報等」への使用を念頭に置いていた<sup>53</sup>。

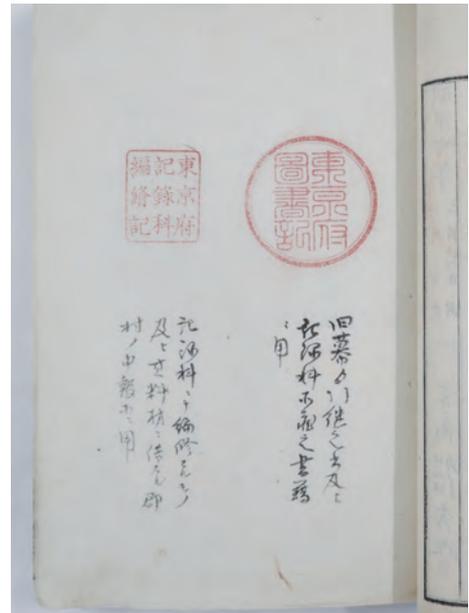
同年3月には「記録科文庫架蔵規則」<sup>54</sup>が出され、東京府のすべての文書類を記録科が保存・管理することとし、記録科が管理対象とする文書を甲（旧幕府書類）・乙（新政書類）・丙（諸課送付書類）・丁（編脩書類）に分類した<sup>55</sup>。丁（編脩書類）が地誌・府史編纂に事業のための文書・書籍であり、東京府において、編纂事業で収集した史料の保管が初めて明記された。のち、文書の分類は明治11年7月17日の「記録科文庫架蔵例規」で甲（旧幕府書類）・乙（諸課送付書類）・丙（編脩書類）に改められる<sup>56</sup>。こうした蔵書印や規程の制定は、収集史料の永続的な管理を意識していたことの表れだろう。

しかし、明治30年に作成された「記録事務提要」には次のようにある。

同十八年編脩ノ事務廃止セラレ、事務引継ト共ニ本書類ヲ地理局ニ差出シタリ、同廿八年本書類ノ内図書ノミヲ引戻シテ之ヲ寄贈購求ノ図書ニ合シ分類ヲ定メテ陳列ス<sup>57</sup>

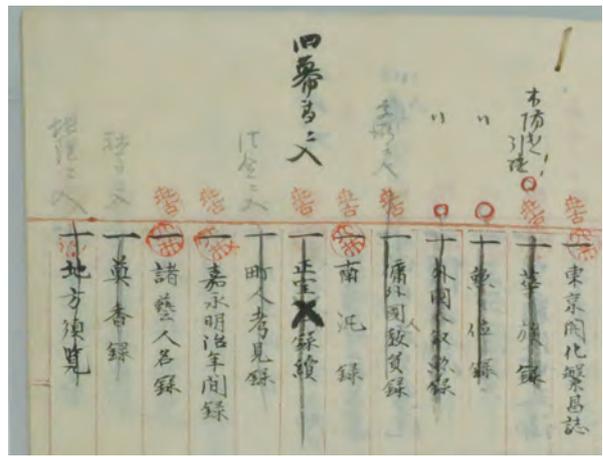
東京府の地誌編纂事業で集められた史料は、明治18年に編纂事業が廃止されたあと内務省地理局へ引き継がれ、その後、「図書」を引き戻したという。この時、地理局に移管された史料の数量は詳らかではない。東京大学史料編纂所所蔵の内務省地理局文書の中に「東京府引継書類之内（地誌縁起目録）」<sup>58</sup>があり、36部128冊の書籍が記載され、これが地理局へ移管されたものの一部という可能性がある。また、東京大学史料編纂所には「東京府図書記」印と「編脩地志備用典籍」印が捺された「浅草名跡誌」<sup>59</sup>が所蔵されている。蔵書印から、かつて東京府で所蔵されていたことは確かであるが「浅草名跡誌」は「東京府引継書類之内（地誌縁起目録）」に記載されておらず、移管の経緯についてはなお検討が必要である。

そのほか、明治27年に帝国図書館（現在の国立国会図書館）へ永久貸与の形式で移管された「旧幕府引継書」にも、東京府の編纂事業で収集された史料が含まれている。「旧幕府引継書」については、旧幕府町奉行所から東京府に引き継がれた文書に加え、東京府が購入したもの、各組織から移管されたものによって形成されたことが指摘されている<sup>60</sup>。東京府が購入し旧幕府引継書に含まれた例として、片倉比佐子氏によると旧幕府引継書に含まれる「正宝事録」<sup>61</sup>は、明治11年に東京府記録科が坂本町の多田内豊孝から買い上げた「正宝録」であったことを指摘している<sup>62</sup>。



（図2）「記録科監蔵の図書類散逸予防旁  
調用仕度候間印章御新鑄相成度段伺  
庶務課、出納課 明治10年2月11日」  
『文牒彙載・乾（記録科編脩）』  
（請求番号：608. A3.04）

当館には収集史料の移管経緯の一端が分かる記録として『文庫書目・図書ノ部〈文書課記録科〉明治21年8月改』<sup>63</sup>がある。一例を挙げると、この『文庫書目』の「正宝■録続」は抹消線が引かれ、欄外に「旧幕書ニ入」と記されていることから（図3）、同史料は本来「旧幕府引継書」に含まれていなかったが、史料整理の過程で「旧幕府引継書」に組み込まれたと考えられる<sup>64</sup>。



（図3）『文庫書目・図書ノ部〈文書課記録科〉明治21年8月改』（請求番号：604. B6.09）

本稿で挙げた事例はわずかだが、史料に捺された蔵書印や関連する文書を通して、地誌編纂事業における史料収集の状況と事業終了後の移管経緯をさらに明らかにできると考える。

## おわりに

本稿では、明治5年（1872）から同18年にかけて行われた東京府の地誌編纂事業の展開過程を整理した。

陸軍省の「地理図誌」編纂事業に端を発した東京府の地誌編纂事業は、当初は人員不足といった問題を抱えながらも迅速な提出を目指して短期間で成果が積み上げられた。編纂事業の成果である「東京府志料」は明治9年1月には完成し、東京府の地誌編纂事業は一つの区切りを迎えた。

「東京府志料」と並行して行われていた「皇国地誌」の編纂事業はすぐには軌道に乗らなかった。その要因には、編纂開始から編纂人員の減少や度重なる組織改変が挙げられる。しかし明治10年以降、人員が補強され編纂体制が安定したことで編纂成果が挙がるようになり「東京府誌」・「東京府村誌」として明治18年8月ごろには完成に漕ぎつけた。

また地誌編纂事業で収集され他機関に移管された史料について検討した。地誌編纂事業で集められた史料の一部は、編纂事業終了後、内務省地理局に引き継がれ、また「旧幕府引継書」の一部として帝国図書館に移管された。移管された史料は、蔵書印や当時の記録から編纂時の管理や移管の経緯をある程度まで把握することができる。今後、さらに検討を加えることで、地誌編纂事業の実態をより明らかにすることができるだろう。

最後に、本稿では、東京府で地誌編纂と並行して行われていた府史編纂事業について言及することができなかった。府史編纂は、「東京府史料」（国立公文書館所蔵）へ結実する事業で東京府の編纂部局において地誌と並ぶ重要な事業であった。また、政府の地誌担当部局や他の機関との連携のあり方などについては検討が及ばなかった。これらは今後の課題としたい。

1 明治政府の地誌編纂事業については、島津俊之「明治政府の地誌編纂事業と国民国家形成」（『地理学評論』75巻2号、2002年）、佐藤大悟「明治政府による地誌編纂事業の開始」（小林和幸編『葛藤と模索の明治』有志社、2023年）を参照。

2 東京都編、菊池昭著『都史紀要27 東京都の修史事業』（東京都、1980年）

3 東京都公文書館編『都史紀要41 明治期東京府の文書管理』（東京都公文書館、2013年）

- 4 当館所蔵の「東京府志料」には、東京府記録科が作成した写本（請求番号：DC-026～DC-050）、土木課で所蔵していた写本（請求番号：DC-001～DC-025）、東京市の市史編纂室が作成した写本（請求番号：CI-266～CI-290）の3種類がある。また『東京府志料』全5巻（東京都、1959年～1961年）が刊行されている。「東京府志料」の概要については「解説「東京府志料」について」（東京都歴史文化財団東京都江戸東京博物館編『東京都江戸東京博物館調査報告書第7集「東京府志料」にみる明治初期の物産一覧』東京都歴史文化財団東京都江戸東京博物館、1993年）を参照。
- 5 当館は記録科編修による写本（請求番号：DC-051～DC-096）と市史編纂室が作成した写本（請求番号：CI-372～CI-417）を所蔵する。また影印本が『皇国地誌稿本 東京府誌』全16巻（文化図書、2009年～2010年）として刊行されている。概要については、岩橋清美「解説」（『皇国地誌稿本 東京府誌 16 村誌 31～33』文化図書、2010年）を参照。
- 6 当館は市史編纂室が作成した写本（請求番号：CI-302～CI-317）を所蔵する。また影印本が『皇国地誌稿本 東京府誌』全16巻（文化図書、2009年～2010年）として刊行されている。概要は前掲岩橋「解説」を参照。
- 7 「府史提要・1・自明治元年至同5年」（請求番号：634. A7.06）や明治11年に作成された「記録科編集年報書」（『理事年表・1』請求番号604. A5.01、綴込番号：001-014）などでは「編修課」が設置されたとされているが、当時の文書には「編輯掛」と記されることが多いため、ここでは「編輯掛」とした。
- 8 「書記掛中編輯掛を置候に付事務取扱方可相心得事 明治5年4月13日」『文牒彙載・第3号〈記録科編修〉自明治5年至同9年』（請求番号：608. D7.03、綴込番号002）
- 9 陸軍省の地誌編纂事業については、佐藤尙「陸軍参謀本部地図課・測量課の事蹟—参謀局の設置から陸地測量部まで—」（『地図』第29巻1号、1991年3月）
- 10 「陸軍省に於て地理図誌編輯の件」『（第一）法令類纂・卷之87・図書部』（請求番号：632. B4.07、件番号：001）
- 11 青山延寿については、木戸之都子「青山延寿研究—履歴と著作目録を中心に—」（『人文コミュニケーション学科論集』3号、2007年）を参照。
- 12 『壬申日録』明治5年7月10日条（茨城県立歴史館所蔵、「水戸徳川家中青山家（写真版）」資料番号：000007-026-000）
- 13 「編輯掛分課及び職務内容 明治5年8月」『文牒彙載・第3号〈記録科編修〉自明治5年至同9年』（請求番号：608. D7.03、綴込番号：009）
- 14 「編輯掛測量方、地誌掛、記録掛、書写掛官員一覧 編輯掛 明治5年11月2日」『文牒彙載・第3号〈記録科編修〉自明治5年至同9年』（請求番号：608. D7.03、綴込番号：010）
- 15 『壬申日録』明治5年8月18日条（茨城県立歴史館所蔵、「水戸徳川家中青山家（写真版）」資料番号：000007-026-000）
- 16 「東京府管轄下地理図誌編成に付実地測量并に為取調掛官員時々巡回祠官僧侶所役人等へ相札候儀可有之候段布達 編輯掛より市在各区戸長へ 明治5年5月」『文牒彙載・第3号〈記録科編修〉自明治5年至同9年』（請求番号：608. D7.03、綴込番号：011）
- 17 「書籍御渡有之度段進達 東京府編輯掛より斎藤市左衛門へ 明治5年5月15日」『文牒彙載・第3号〈記録科編修〉自明治5年至同9年』（請求番号：608. D7.03、綴込番号：025）、「神田辺沿革地誌其他御渡有之度段申進 東京府編輯掛より斎藤市左衛門へ 明治5年5月17日」（同、綴込番号：026）
- 18 「明治8年12月府庁事務引送簿 維新以来簿書目録 編修掛」『事務引継書類・第1』（請求番号：604. A4.01、綴込番号：25）当該文書は東京府知事が大久保一翁から楠本正隆へ交代する際に作成された文書であり、府知事交代時の編修掛における業績と所蔵史料を確認することができる。
- 19 『壬申日録』明治5年8月16日条（茨城県立歴史館所蔵、「水戸徳川家中青山家（写真版）」資料番号：000007-026-000）。『八閩通志』は明代の地理書。『壬申日録』明治5年7月17日条には「和泉屋」で『大清一統志』八冊借り返り候」とあり、個人的に参考史料の収集につとめている。
- 20 「正院并に陸軍省地誌御取調に付東京府管下実地測量郷村へ相掛り府内同様人数差出三手に相分け巡回為致遠隔の所は出先にて滞留も為致度段伺 編輯掛 明治5年11月」『文牒彙載・第3号〈記録科編修〉自明治5年至同9年』（請求番号：608. D7.03、綴込番号：034）
- 21 「正院并陸軍省地誌取調に付東京府管下測量の儀明治7年6月4日迄に実検相済候に付御届 高木典事 明治7年6月5日」『文牒彙載・第3号〈記録科編修〉自明治5年至同9年』（請求番号：608. D7.03、綴込番号：039）
- 22 「記録科編集年報書」『理事年表・1』（604. A5.01、綴込番号：001-014）
- 23 『癸酉日録』明治6年4月3日条（茨城県立歴史館所蔵、「水戸徳川家中青山家（写真版）」資料番号：000007-027-000）

- 24 「地理図誌編輯相成清書取掛り候に付美濃界紙御渡被下度出納本課御達可被下候事 編輯取扱 明治7年4月14日」『文牒彙載・第3号〈記録科編修〉自明治5年至同9年』（請求番号：608. D7.03、綴込番号：036）
- 25 「記録科編集年報書」『理事年表・1』（604. A5.01、綴込番号：001-014）。同史料には読点が付されているが、筆者が加除し適宜補った。
- 26 明治8年12月13日の職制改正では庶務課に書記掛が置かれる一方、学務課に編修掛が置かれることになり、地誌編纂は学務課編修掛で事業を継続した。
- 27 「現今取扱事務一覧 学務課編修掛 明治9年1月10日」『文牒彙載・第3号〈記録科編修〉自明治5年至同9年』（請求番号：608. D7.03、綴込番号：039）
- 28 前掲注（25）
- 29 「1月14日 免本官 東京府大属 藤野正啓 学」『第1種 秘書\*進退録・冊ノ8』（請求番号：601. A1.17、綴込番号：(001)0022）。「1月14日 免出仕 東京府八等出仕 青山延寿 学」（同、綴込番号：(001)0030）
- 30 『丙子日録』茨城県立歴史館所蔵、「水戸徳川家中青山家（写真版）」資料番号：000008-029-000
- 31 前掲注（21）
- 32 「東京府誌 首一（乾） 義例 目録」（請求番号：DC-051）
- 33 明治11年に記録科が府知事に提出した報告書には、明治9年の地誌編纂について「前編修官等、粗々属稿スル所アリ然レトモ纂修ノ儀例未タ定ラス、材料ノ徴引未タ精シカラス故ヲ以テ其事遂ニ称述スルニ足ル者ナシ、」（「記録科編集年報書」『理事年表・1』（604. A5.01、綴込番号：001-014））というように、言及できる編纂成果がないと記している。
- 34 この時の編修科の人員は相場延雄（中属）・浅野時雍（十等出仕）・淵辺游萍（同）・大坪真種（同）・山根昌（十一等出仕）・能勢直陳（十二等出仕）加治秀政（十五等出仕）青木直秀（附属等外一等出仕）の8人であった。「例規改正に付別紙の通分科担当申付候事 上局より第一課へ 明治9年6月9日」『文牒彙載・第3号〈記録科編修〉自明治5年至同9年』（請求番号：608. D7.03、綴込番号：071）
- 35 岩橋清美「解説」（『皇国地誌稿本 東京府誌16 村誌31～33』文化図書、2010年）395頁。
- 36 「第1巻 庶務課 記録編輯年報」『理事年表・上〈（庶務課）〉』（請求番号：609. C8.06、綴込番号：012）
- 37 『理事年表・1』（604. A5.01、綴込番号：001-014）。同史料には読点が付されているが、筆者が加除し適宜補った。
- 38 「記録科纂輯仕候市街村郡の三誌例言并目次取調相伺候事 庶務課記録科 明治10年1月31日」『文牒彙載・乾〈記録科編修〉』（請求番号：608. A3.04、綴込番号：002）
- 39 前掲注（37）。同史料には読点が付されているが、筆者が適宜加除し補った。
- 40 「第1巻 庶務課 記録編輯年報」『理事年表・上〈（庶務課）〉』（請求番号：609. C8.06、綴込番号：012）。同史料には読点が付されているが、筆者が適宜加除し補った。
- 41 史料中にある「皇城誌」は「東京府誌」巻1、2にあたり、「郭東市街誌」は「市街誌」の一部にあたると思われる。
- 42 前掲注（40）。同史料には読点が付されているが、筆者が適宜加除し補った。
- 43 「地誌取調委員請書」『理事彙輯〈記録掛編修部〉明治10年～明治13年』（請求番号611. B7.09、綴込番号：001）
- 44 「太郎館季光外1名地理の景況実見として6郡巡回の義伺」『文牒彙載・第12号〈記録掛編修部〉』（請求番号610. D2.08、綴込番号：003）
- 45 「太郎館季光外1名6郡巡回見分済に付帰府いたし候間旅費相渡承伺 附府下実測図御買上伺」『文牒彙載・第12号〈記録掛編修部〉』（請求番号：610. D2.08、綴込番号004）。
- 46 「記録掛第3年報」『理事年表・上』（請求番号：604. A5.03、綴込番号：001-016）。この報告書は明治14年1月4日付で府知事あてに提出された。同史料には読点が付されているが、筆者が適宜加除し補った。
- 47 「地誌ハ明治八年太政官第九十八号達ニ基キ調査纂述スル所、去ル十一年以来属稿シ本年ニ至リ府内十五区ノ分七十卷ハ全ク成稿シ現時繕写ニ付シタリ、六郡ノ分ハ当時誌料調査中ナレトモ已ニ着手ナシタルモノ三分ノ一ニ居レリ」（「明治15年8月事務引継書類 演説書 明治15年7月6日東京府知事松田道之死去引続き事務代理候に付府政引渡の条件演説」『事務引継書類 明治15年8月』（請求番号：604. A4.03、綴込番号：(007)001）。同文書中の「太政官第九十八号達」とあるのは「太政官第九十七号達」の誤りと思われる。
- 48 前掲注（3）、296頁。
- 49 『理事彙輯・地誌村誌ニ係ル上報〈記録掛〉明治17年ヨリ同18年マテ』（請求番号：615. A9.09）には18年8月ごろまで府下の郡区とやり取りしていることが記録されている。
- 50 「事務之都合有之候条辞表可差出此旨及内諭候也」（神宮文庫所蔵、「太郎館家旧蔵資料」配架番号：1門20565番647号）。
- 51 「8月8日 依願免職務 庶務課記録掛御用掛 庄司秀鷹」『第1種 秘書 進退原議・進退録・命令録・冊ノ10』（請求番号：601. A7.19、綴込番号：(006)069）、「8月8日 依願免職務 庶務課記録掛御用掛 太郎館季光」（同、

綴込番号：(006)070)

- 52 史料の収集方法については前掲（注3）292頁を参照。
- 53 「記録科監蔵の図書類散逸予防旁調用仕度候間印章御新鑄相成度段伺 庶務課、出納課 明治10年2月11日」『文牒彙載・乾（記録科編修）』（請求番号：608．A3．04、綴込番号：009）
- 54 「記録科文庫架蔵規則 明治10年3月23日決裁」（同前、綴込番号：058）
- 55 「目録の式」（同前、綴込番号：059）
- 56 「記録科文庫架蔵例規・編修部写工考課例規を制定に付呈覽 庶務課」『文牒彙載・坤（記録掛編修部）』（請求番号：609．A3．04、綴込番号：008）
- 57 「東京府文庫架蔵沿革」『記録事務提要（知事官房記録掛）』（請求番号：622．B4．04、綴込番号：004）
- 58 請求記号：内務省地理局文書-D-034、マイクロフィルム：M-151-2
- 59 請求番号：4141.36-8
- 60 加藤貴「旧幕府引継書の基礎的研究」（千代田区教育委員会・千代田区立四番町歴史民俗資料館編『原胤昭旧蔵資料調査報告書（1）—江戸町奉行所与力・同心関係史料—』千代田区教育委員会、2008年。加藤氏はこれらの伝来経緯をふまえ、「旧幕府引継書」よりも「東京府記録科文庫旧蔵書」がより正確な名称であろうと指摘する。
- 61 国立国会図書館所蔵、請求番号：802-40
- 62 片倉比佐子「明治初年東京府の史料収集—「正宝録」の購入に関連して—」（大田区史編さん室編『史誌』28号、1988年。
- 63 請求番号：604．B6．09
- 64 国会図書館所蔵「正宝録続」（請求記号：804-20）がこれにあたる。同書には「東京府図書館」印が捺されている。なお、同書が東京府によって収集され「旧幕府引継書」に含まれたことについては、すでに加藤貴氏が指摘している（前掲注60）。